

○二松学舎大学父母会会則  
(平成5年4月9日制定)

(名 称)

第1条 本会は、二松学舎大学父母会と称する。

(位 置)

第2条 本会は、本部を東京都千代田区三番町6番地16、二松学舎大学九段校舎内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、二松学舎大学(以下「本学」という。)と学生の父母との連絡を緊密にして、学生に対する教育指導の徹底と、本学に対する支援の充実強化を図り、併せて会員相互の親睦に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 一、父母懇談会の開催
- 二、本学の教育研究充実に対する支援
- 三、学生の課外活動などに対する支援
- 四、学生の福利厚生に関する事業
- 五、父母会報の発行
- 六、その他本会の目的を達成するための事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- 一、正 会 員 本学に在学する全ての学生(大学院生を除く)の父母(保証人)
- 二、特別会員 本学教職員のうち役員会で承認された者

(役 員)

第6条 本会の役員及び任務は次のとおりとする。

- 一、会長1名 本会を代表し、会務を総括する。
- 二、副会長2名(このうち1名は、特別会員の中から選出する)  
会長を補佐し会長事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 三、会計1名 会計の処理にあたる。
- 四、委員8名以上11名以内 会務の処理にあたる。  
委員は、正会員の中から学年・学科を考慮し大学側の意見を聞いて会長が委嘱する。
- 五、会計監査2名 本会の会計業務を監査する。

2 会長、副会長のうち1名、会計及び会計監査は正会員の中から選出する。

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 本会に会長・副会長・会計・委員・会計監査で組織する役員会を置く。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- 一、役員を選出に関する事項
- 二、総会に提出する議案に関する事項

三、その他本会の運営に関する事項

3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(総 会)

第9条 本会を運営するため総会を設ける。

2 総会は会長が毎年1回招集する。但し必要に応じて会長は臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、会員をもって構成する。

4 総会は、委任状を含め会員の5分の1以上の出席をもって成立とする。

5 総会は次の事項を審議する。

- 一、会長及び会計監査の選出
- 二、本会の事業計画に関する事項
- 三、予算及び決算に関する事項
- 四、本会則の改正に関する事項
- 五、その他必要な事項

(議 事)

第10条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数によって決定する。

(顧 問)

第11条 本会に顧問を置く。顧問は学校法人二松学舎理事長及び二松学舎大学学長とする。

2 顧問は総会及び役員会に出席し意見を述べる事ができる。

(会 費)

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

2 正会員の会費は別表の通りとし、4ヵ年分を一括納入するものとする。

3 一度納入した会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務職員)

第14条 本会の事務局に事務職員を置くことができる。

(細 則)

第15条 本会の運営に関する細則は、別に定める。

(会則の変更)

第16条 この会則は総会の議決によらなければ変更することができない。

附 則 (平成5年4月9日)

この会則は、平成5年4月9日から施行する。

附 則 (平成7年5月27日)

この会則は、平成7年5月27日から施行する。

附 則 (平成8年5月25日)

この会則は、平成8年5月25日から施行する。

附 則 (平成16年5月29日)

この会則は、平成16年5月29日から施行する。

附 則 (平成21年5月30日)

この会則は、平成21年5月30日から施行する。

別 表

項 目	金 額	備 考
会 費	10,000円	年 額